

グリーンインフラによるまちづくりに向けた調査検討支援業務仕様書

1. 適用

本仕様書は、豊中市環境部公園みどり推進課が発注する「グリーンインフラによるまちづくりに向けた調査検討支援業務」（以下「本業務」という）に関して必要な事項を定めるとともに、本業務は本仕様書に従い実施するものとする。

2. 業務の目的

本市では、第4次豊中市総合計画「3. 活力ある快適なまちづくり」を受け、自然環境や都市のみどりを身近に感じられる快適な環境づくりを進めている中で、まちの成熟に伴い、まちの緑化・美化、ゆとり、空間は魅力向上の有効な装置であり、その保全や活用が求められている。

また、第2次豊中市みどりの基本計画中間総括では、みどりを取り巻く近年の社会情勢の変化を鑑みて、自然環境が有する多様な機能の活用により持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに着目し、「みどりの質の向上」を目的とする施策への導入に向けた検討に取り組むこととしている。

本業務は、公園みどりに対する市民意識の多様化への対応や、維持管理、利活用における市民・事業者との連携強化拡充を図るため、グリーンインフラの特性や留意点を踏まえながら、本市のまちづくりにおける公園とみどりの持続的な維持管理や利活用の観点からグリーンインフラの導入に向けた検討を行い、基本方針を策定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。なお、本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、委託者と協議の上実施しなければならない。

5. 配置技術者要件等について

本業務における配置技術者については、以下の要件を満たすこと。

(1) 管理技術者

技術士（建設部門－都市及び地方計画）の資格を有するもの。

(2) 担当技術者

技術士（建設部門－建設環境）、技術士（建設部門－都市及び地方計画）の資格を有するものをそれぞれ1名以上配置すること。

(3) その他

管理技術者もしくは担当技術者のうちの1名は、類似業務（グリーンインフラの計画検討に関

する業務)の履行実績を有すること。なお、管理技術者と担当技術者の兼任は認めない。

6. 業務内容

(1) 上位計画等における位置づけ、地域課題における公園みどりに関する状況整理

本市で策定している上位計画及び関連計画を収集整理し、本市におけるグリーンインフラ導入の位置づけを整理する。

また、第2次豊中市みどりの基本計画中間総括を受け、公園やみどりの維持管理や利活用の視点から、グリーンインフラ導入により課題解決が期待できる本市の地域課題を抽出し、みどりの「質」の向上を目的とする施策の強化に向け、同計画を補完する形で整理する。

(2) 利用者ニーズや社会背景の調査

従来型の公園利用形態に留まらず、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことを意識し、まちづくりのビジョン・戦略の中で市民共通の資源・財産として、公園みどりが新たな価値創出や社会課題の解決の場となるような、社会情勢の変化に即した魅力的で利便性の高い公園づくりをめざすために、グリーンインフラの観点から公園みどりの持続的な維持管理、利活用への多様な利用者ニーズや、国の動向も踏まえた社会背景の既存資料調査等を行う。

(3) 公園緑地におけるグリーンインフラの導入効果の整理

国内外のグリーンインフラ導入事例を調査・収集するとともに、市内の公園や緑地において、立地、規模、利用状況などに応じてグリーンインフラが効果を発揮できると考えられる機能を複数設定したうえで、公園の維持管理・利活用の観点から、市内の様々な公園へ展開できるパターンを数例提案するとともに、公園みどりの持続性と多様化の獲得や、みどりを介したコミュニティ創出において機能発揮する可能性をシミュレーションし、グリーンインフラによる導入効果およびその効果を評価する際の考え方について検討を行う。

(4) 具体的なモデルケースにおけるケーススタディによる導入イメージの検討

北部、中部、南部各地域における3公園について、それぞれの公園の状況を踏まえ、関係者との意見交換やヒアリング、地域の意向収集、関係部局との調整等により現状課題と周辺状況の整理を行う。また、グリーンインフラ導入の観点から、まちづくりの中で公園の価値と機能を考え、解決すべき課題に対する導入機能と利活用のあり方、規模・配置などの施設整備に関する具体的な方針と図の作成を行うとともに、官民連携や住民参加を含む維持管理及び運営に関する検討を行う。

【モデルケース対象公園 ※公園位置図・平面図参照】

- ・北部地域：千里東町公園
- ・中部地域：ふれあい緑地
- ・南部地域：神崎川公園

(5) グリーンインフラ導入に向けた基本方針の策定および導入ガイドブック作成

上記(1)から(4)の検討結果をとりまとめ、グリーンインフラ導入に向けた基本方針を策定する。また、グリーンインフラの導入意義を庁内外で周知するため、視覚的表現にも留意した導入ガイドブックを作成する。

※業務期間内に基本方針の素案に関する意見公募手続（パブリックコメント）の実施を予定している。資料作成及び意見のとりまとめについて協力すること。

(6) 関係部局協議および外部有識者へのヒアリング等における資料作成

調査、検討内容について、本市における関係部局との調整を行うための庁内検討会議における協議資料作成等の補助を行う。また、基本方針の策定に際し、外部有識者へのヒアリング実施に向けた準備・調整の補助を行うとともに、ヒアリングへの出席、ヒアリング資料等の作成を行う。

(7) 打合せ協議

着手時1回、中間時2回、成果品納入時1回の計4回程度行う。なお、着手時、成果品納入時には、管理技術者が立会うこと。

7. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、貸与されたデータ及び資料は、本業務以外には使用できない。また、貸与資料の保管、その他一切の責任は受託者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市が要求する方法で賠償するか、修理を行い返却することとし、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

8. 成果品等

本業務の納入成果品は下記の通りとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 導入ガイドブック
本編：A4判50ページ程度 50部
概要版：A4判8ページ程度 200部
- (3) 業務打合せ簿 1式
- (4) その他、業務上作成した図面及び資料 1式
- (5) 上記電子データ 1式（PDF、CADデータ等）

9. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

10. 個人情報の取り扱い及び守秘義務

受託者は、業務において収集した個人情報については本市個人情報保護条例の趣旨に従い、適正に行うとともに、契約の終了と同時に、本市の指示に従い、得られた情報（個人情報を含む）等を本市に引渡、又は破棄すること。また、受託者は、業務で知りえた業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

11. 不当介入に対する報告・届出等

受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

12. 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出等

豊中市暴力団排除条例の施行（平成 25 年 10 月 1 日）に伴い、受託者は契約金額が 500 万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。元請負人の誓約書は、契約書提出時に、契約検査室へ提出すること。下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて担当課へ提出すること（市のホームページ→事業者の皆さんへ→入札・契約情報→全事業者へのお知らせ 参照）。

13. 人権啓発研修

受託者は基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を発注者に報告しなければならない。

14. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。その他、「再委託に関するガイドライン」を遵守すること。